

平成 14 年 10 月 9 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 6 号

「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社再建の一手法として行われているデット・エクイティ・スワップに関して、質問が多い実行時における債権者側の会計処理について実務上の取扱いを検討してまいりましたが、平成 14 年 10 月 4 日の第 21 回企業会計基準委員会で標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を承認しましたので公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 14 年 9 月 11 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

なお、デット・エクイティ・スワップの実行により生じた株式の評価については、引き続き当委員会において検討する予定です。また、本実務対応報告では、債務者側の会計処理は対象としておりません。

以 上

本実務対応報告の概要

対象とするデット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）

- 債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップを対象とする。
- また、通常行われている債権者の合意を得た再建計画等に基づき当該債権者がその債権を債務者に現物出資する場合を想定している。ただし、同様の効果が得られる金銭出資（第三者割当増資の引受け）と債権の回収が一体と考えられる場合についても、現物出資する場合と同様の会計処理を行う。

デット・エクイティ・スワップ実行時における債権者側の会計処理

基本的な考え方

- 債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅するため、金融資産の消滅の認識要件を満たす。
- なお、本実務対応報告によるデット・エクイティ・スワップ実行時における債権者側の会計処理に関するこの考え方は、債務者側の会計処理にかかわらず適用される。

取得した株式の取扱い

- 債権者が取得する株式は、通常、「新たな資産」と考えられる。
- 取得株式の取得時の時価が対価としての受取額（譲渡金額）となり、消滅した債権の帳簿価額との差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上する。
- 消滅した債権の帳簿価額は、取得原価又は償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額をいう。

取得した株式の取得時の時価

- 取得時の時価は、取得した株式に市場価格がある場合は「市場価格に基づく価額」であり、市場価格がない場合には「合理的に算定された価額」である。
- 「合理的に算定された価額」の算定は、債権放棄額や増資額などの金融支援額の十分性、債務者の再建計画等の実行可能性、株式の条件等を適切に考慮したうえで、金融商品実務指針第54項に掲げられる方法によって算定する。ただし、実行時点において利益が発生するのは、極めて例外的な状況に限られる。
- 「合理的に算定された価額」の算定が困難な場合、取得した株式の取得時の時価を直接的に算定する方法に代えて、適切に算定された実行時の債権の時価を用いて、当該株式の時価とすることも考えられる。

適用時期

- 本実務対応報告の公表日以降に生じた取引に適用する。ただし、公表日前に生じた取引であっても、公表日を含む事業年度（当該事業年度を構成する中間会計期間を含む）に生じた取引について、本実務対応報告を適用することが望ましい。なお、公表日を含む事業年度開始後、公表日前に生じた取引について、本実務対応報告で確認された会計処理と異なる会計処理を行っていた場合で、重要性があるものについては、その内容を注記する。

以上